

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和4年6月30日
【会社名】	S R Sホールディングス株式会社
【英訳名】	SRS HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役執行役員社長 重里 政彦
【本店の所在の場所】	大阪市中央区安土町二丁目3番13号 大阪国際ビルディング30階
【電話番号】	(06)7222-3101(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長 田中 正裕
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区安土町二丁目3番13号 大阪国際ビルディング30階
【電話番号】	(06)7222-3101(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長 田中 正裕
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

令和4年6月29日開催の当社第54期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1)当該株主総会が開催された年月日

令和4年6月29日

(2)当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件（株主総会参考書類等の電子提供措置の導入）

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更する。

（1）変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定める。

（2）変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設ける。

（3）株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除する。

（4）上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する付則第2条を設ける。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、重里政彦、重里欣孝及び田中正裕の3氏を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役として、川井一男氏を選任する。

(3)当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%) (注)3
第1号議案	221,393	1,823	0	(注)1	可決 98.71
第2号議案				(注)2	
重里 政彦	219,272	3,986	0		可決 97.75
重里 欣孝	219,549	3,709	0		可決 97.87
田中 正裕	220,961	2,297	0		可決 98.50
第3号議案				(注)2	
川井 一男	217,810	5,458	0		可決 97.09

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 賛成割合の算定にあたっては、事前行使分のうち無効票についても、出席株主の議決権数に算入しております。

(4)議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日午後5時までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上